配当公告

北海道北見市ひかり野五丁目一番地の四
破産者　扶桑林業株式会社

右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十七年（フ）第四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四七六、三〇二、二八八円

一、配当をすることができる金額
金八九、三三七、六九二円

平成二十八年五月二日
北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階　破産管財人　伊藤　昌博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市北本町東六丁目三番地一五、最後の住所北海道岩見沢市北本町東六丁目三番一一号　被相続人　亡　山田　英幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
事務所　北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所岩見沢事務所
相続財産管理人　弁護士　日和　優人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市硯田町一三八番地、最後の住所群馬県沼田市硯田町八三番地
被相続人　亡　大内　信司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
群馬県沼田市東倉内町四四八　ハウストモロウ一〇二　横山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横山　幸正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区旭丘一丁目七一番地、最後の住所東京都練馬区上石神井四丁目二九番二二号　被相続人　亡　片柳　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
東京都千代田区九段南四丁目六番九号土屋ビル三階あさぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区亀沢一丁目二一番地三、最後の住所東京都板橋区双葉町四〇番一四―一〇五号ミサカハイツ
被相続人　亡　中野　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号
相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込一丁目七九一番地、最後の住所東京都大田区南馬込一丁目四二番三号ポケットハウス
被相続人　亡　岩井　一路

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町小摺戸一四〇二番地、最後の住所神奈川県横須賀市太田和一丁目四七番一―二〇四号
被相続人　亡　寺林　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
神奈川県逗子市逗子一丁目一〇番二六号平山ビル四階
相続財産管理人　弁護士　畑中　優宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区七島町二四番地、最後の住所横浜市西区戸部本町五〇番三三号　戸部ハマノ愛生園　被相続人　亡　齋藤　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
川崎市麻生区万福寺一丁目八番一号　横山ビル二〇二
相続財産管理人　司法書士　野俣　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市坂町三五二番地一、最後の住所新潟県村上市宿田一〇七番地五〇
被相続人　亡　遠山　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
新潟市中央区医学町通二番町七四番地　バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所山梨県都留市四日市場二七〇番地
被相続人　亡　若林富子こと　曹　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
山梨県都留市田原一丁目一三番一号
相続財産管理人　司法書士　藤江　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区名駅五丁目二七〇一番地、最後の住所名古屋市港区高木町四丁目三四番地の一老人ホームラナシカあらこがわ
被相続人　亡　野杁さよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
名古屋市中区丸の内二丁目二番五号丸の内ヒビノ・オフィスラインズ四階Ｂ木村俊昭法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　俊昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所京都市下京区河原町通四条下る順風町三一三番地
被相続人　亡　秋内源右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二日
京都市上京区河原町通今出川上ル青龍町二一三―一　大成ビル一Ｆ　舩橋・速見法律事務所
相続財産管理人　弁護士　速見　智子

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

平成二十八年五月一日午前零時をもって、本取引所の取引参加者ソシエテ　ジェネラル　セキュリティーズ　ノース　パシフィック　リミテッドは、保有するユーロ円先物取引資格、円金利スワップ先物取引資格及び金利先物等清算資格を喪失しました。

信認金は、平成二十八年十一月四日以降に返還いたします。

なお、同社は、平成二十八年五月一日付でニューエッジ・ジャパン証券株式会社に全部事業譲渡を行い、ニューエッジ・ジャパン証券株式会社は、同日付でソシエテ・ジェネラル証券株式会社へ商号変更しました。

平成二十八年五月二日
株式会社東京金融取引所